

# 確定申告

期間 2月16日～3月15日

会場 役場2階大会議室

☎ 税務課 【☎028(677)6013】

平成23年中所得の確定申告が2月16日(木)からスタートします。  
それに合わせ、町税務課でも次のとおり、確定申告の相談会を実施します。

## 申告相談日程表

地区	月 日	午前の部 8:30～11:00受付	午後の部 13:00～16:00受付	備 考
主に南高地区	2月16日(木)	下原(西・中・東・西南) 平和 三田市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷	
	2月17日(金)	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田(東・西) 大川 西山根	
	2月20日(月)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚 本田技研	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三日月坂の上 殿山	
	2月21日(火)	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡(北・南) 金井 手彦子 飯島	税理士相談日(雑損控除受付)
	2月22日(水)	般若塚 八宿(上・下) 八新田 八(西・南・中)	八北 八ツ木の丘 稲荷沢 前畑 稲(協・宿・東・南・中) 新生	
	2月23日(木)	給部(東・南・西・北) 杭之内 宮内 東中郷 梨木	唐桶 和泉 桜田 宿東 宿 唐桶の溜東	○受付延長(19:00まで)
主に水橋地区	2月24日(金)	和泉台 明和 和泉ニュータウン(1・2・3) 牧場南	道上 茂栄坂(1・2・3班) 免の内 大和田	
	2月26日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	(※雑損控除の受付は、行いません)	
	2月27日(月)	舟戸東 舟戸西 城下 峯下 金井島上 金井島下	谷近 谷近東 西中郷 堀の内(上・下) 長島(上・下) 清水沢 清水沢上 橋場(東・西)	税理士相談日(雑損控除受付)
	2月28日(火)	舟戸が丘 西法寺 光明台 大畑(東・新・西) 栄町(北・東・栄)	坊新田 萩田 台宿(一・中) 古谷	
	2月29日(水)	大谷近 中塚田 新谷 前中 漆原 下塚田 中塚田新	入江 俵岡 双六 黒岡	
3月1日(木)	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越		
主に祖母井地区	3月2日(金)	上横町(北・東)	上横町西 西町(上・下) 内町上	税理士相談日(雑損控除受付)
	3月4日(日)	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	(※雑損控除の受付は、行いません)	
	3月5日(月)	内町下 代町(1・2・5区)	赤坂 上野原(東・西)	
	3月6日(火)	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーポラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町 祖母井南3区(東・西) 祖母井南4区	谷中 谷中西 南郷	
	3月7日(水)	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東	
	3月8日(木)	大島(北・南) 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷	
予備日	3月9日(金)	上郷(西・東・南) 城興寺	下郷 下郷(東・南・元) 与能一	税理士相談日(雑損控除受付)
	3月12日(月)	与能(二・三)	与能下 与能下(中・東)	
	3月13日(火)			
	3月14日(水)	上記の日に納税相談に来られなかった人		
	3月15日(木)			

## ◎確定申告が必要となるケース ※内容によっては、税務署対応となります

収入関係	事業所得がある場合	営業、農業に関する所得 保険の外交員収入 集金人、検針員、コンパニオンなどの給与以外となる収入
	給与・年金を2カ所以上からもらっている場合	年の途中で退職し、年内に再就職したが、年末調整で合算していない場合 年の途中で退職し、年末調整を行っていない場合 給与と年金を合わせてもらっている場合(一定の条件を満たせば申告しなくても可)
	土地・建物を貸している場合	土地・建物の賃借料、農地貸付による小作料など
	土地・建物、株式を売った場合	土地の収用、土地の売却、株式の売買があった場合
	その他の収入がある場合	保険の満期返戻金、個人年金、シルバー人材センター配分金
控除関係	収入がない場合【被扶養者のケースも含まれます】	国民健康保険・後期高齢者医療保険の世帯主 児童扶養手当受給者、県営住宅入居者で所得に関する証明が必要になる場合
	医療費が多かかったとき	平成23年1月から12月までに支払った医療費が、基準となる金額(10万円または所得の5%)を超えているときは、医療費控除の適用があります
	マイホームを建てたとき	平成23年中に住宅を新築し、平成23年内に入居した場合で、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している場合、住宅借入金等特別控除の適用があります
	寄付をしたとき(2,000円以上)	県、市町村に寄付を行ったとき(ふるさと納税) 東日本大震災の義援金を支出した場合 国、特定の団体に寄付を行ったとき
	扶養家族に変更があった場合	年末調整のとき「扶養を取り忘れていた」「所得が多くて扶養の適用がなくなってしまった」「15歳以下の子どもなのに、扶養控除してしまった」など

## ◎確定申告の期限など

- ◆申告期間【所得税・贈与税】 2月16日(木)～3月15日(木)
- 納期限【所得税】 3月15日(木)(口座振替日:4月20日(金))
- ◆申告・納税期限【消費税】 4月2日(月)(口座振替日:4月25日(水))

## ◎事前の準備は、しっかりと

スムーズな受付のため、申告書および収支内訳書の自書作成、領収書などの整理をお願いします。事前の集計などが済んでいない場合は、申告に時間がかかり混雑の原因となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。また、収入や支出のわかる書類がない場合、受付できない場合があります。

## ◎申告に必要な書類など

- 源泉徴収票(給与・年金) ○支払証明書(生命保険料、国民年金保険料、任意継続社会保険料など)
- 前年の申告書などの控え(繰越控除などがある場合) ○収支内訳書(営業・農業・不動産)
- 計算明細書(雑損、住宅控除など) ○領収書(事業所得の経費、医療費など)
- 振込依頼書の控え(義援金などを支出した場合)
- <雑損控除に必要な書類>
- 修繕費の領収書および請求書または見積書 ○り災証明書
- 建物の建築契約書(取得価格のわかるもの) ○固定資産税課税通知書など(面積と建築年のわかるもの)

## ◆税務署からのお知らせ◆ 【所得税の確定申告は自分で書いてお早めに】

### ○便利なe-Taxをご利用ください○

インターネットを利用できる環境がある場合には、e-Taxによる電子申告や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅にいながら申告書の作成・提出(送信)が可能になります。「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成した場合は、申告書の提出は、郵送または直接持参することになります。

また、e-Taxならば、窓口閉庁時間以降も申告書の提出(送信)が可能です。

<利用可能時間>

所得税の確定申告期限の3月15日まで、メンテナンス時間(毎週月曜日0:00～8:30)を除き、24時間e-Taxの利用が可能です。(土・日・祝も利用可)

詳しい内容は 真岡税務署 【☎0285(82)2115】(音声による自動案内になります)  
こちらまで 国税庁HP www.nta.go.jp

### ○休日も受付・相談を行います○

税務署でも、次の日程で休日受付をしていますので、ご利用ください。

- 日時/2月19日(日)、26日(日) 9:00～16:00
- 場所/宇都宮市マロニエプラザ ※真岡税務署管内でも、受付はこちらのみになります。

## ◎税理士相談日を活用してください

2月21日、2月27日、3月2日、3月9日は税理士による申告相談ができます。  
地震被害による雑損控除がある場合や、不動産や株などの譲渡所得がある場合などは、この日をご利用ください。  
(通常の受付日では、受付ができない場合や真岡税務署で申告していただく場合があります)

## ◎東日本大震災被害における雑損控除は税理士相談日に

東日本大震災で住宅などに被害を受け、修理代などを雑損控除する場合は、原則として上記の税理士相談日をご利用ください。※受付時間は9:00～11:00と13:00～15:00です。  
(通常の受付日では、申告に時間がかかったり、受付ができない場合があります)  
また、真岡税務署が閉庁日である日曜日は、受け付けられません。